

国官参事第 1542 号  
国空国第 7585 号  
平成 31 年 3 月 14 日

本邦に乗り入れる外国航空会社 各位

国土交通省航空局長

### ボーイング式 737-8 型及び 737-9 型航空機の運航停止について

米国連邦航空局（以下「FAA」という。）は、平成 31 年 3 月 13 日付けで、ボーイング式 737-8 型及び 737-9 型航空機（以下「737MAX 航空機」という。）に関する耐空性維持に係る通知（Continued Airworthiness Notification to the International Community）を外国の航空当局宛に発行した。

当該通知によると、3 月 10 日に発生したエチオピア航空 302 便の航空事故に関して FAA が新たに入手した衛星による同便の飛行経路の情報を踏まえると、離陸直後の航空機の飛行形態について、同航空事故及び平成 30 年 10 月 29 日に発生したライオン航空 610 便の航空事故の間に類似性を示す新しい情報が得られたとのことである。このため、FAA は、平成 31 年 3 月 13 日付けで、737MAX 航空機の米国の運航者による運航及び米国の領域における運航を禁止した。

この状況を踏まえ、当分の間、737MAX 航空機の本邦の領域への乗入れ（本邦の上空の通過を含む。）を停止することとしたので、了知ありたい。具体的には、737MAX 航空機を本邦の領域において運航する内容を含む航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 97 条第 1 項の通報があった場合又は同法の外国航空機の航行に係る第 8 章の規定に係る申請があった場合には、これらに対する許可、認可若しくは承認を行わず、又は必要な条件を付すこととする。

なお、本件について航空情報を発出することとしている。

また、これらの航空事故の調査において明らかになった事実を踏まえ、新たな措置を講ずることがあり得ることを申し添える。